

30川健第1766号
平成30年12月26日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

川崎市健康福祉局医療保険部保険年金課長

受領委任制度の開始に伴う届出のお願い（依頼）

日頃から、川崎市国民健康保険の円滑な運営に対し、御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、既に厚生労働省のホームページや各種情報により御存知のことと思いますが、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の方が行った施術療養費の請求については、平成31年1月から柔道整復師の施術療養費と同様に、受領委任制度による請求が開始されることとなりました。

これに伴い、現在、川崎市で受け付けている代理受領による施術療養費の請求については、平成31年4月施術分以降、受け付けることはできなくなります。そのため、それ以降の請求は、受領委任の承諾が神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」といいます。）で確認できない場合には、患者の方が、直接、区役所・支所の窓口に出向き、療養費として申請（償還払い）をしていただくこととなりますので、御注意ください。

この受領委任制度への切替にあたっては、別添の平成30年11月5日付け神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課・関東信越厚生局神奈川事務所「受領委任制度の開始に伴う届出のお願い」を参照してください。なお、協会けんぽ、健保組合、共済組合等における「受領委任制度」「代理受領」の取扱いについては、各保険者にお問合せください。

また、受領委任の契約を締結されていないはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様の平成31年3月施術分以前の請求については、国保連合会にて代理受領による申請受付を行います（川崎市で申請受付を行うのは平成31年4月4日（木）迄。それ以降は申請受付を行いません。）。国保連合会へ代理受領による申請をする際は、事前に「施術療養費振込先及び請求書印鑑届」の提出が必要になります。この書類の提出がない場合、申請書を受け付けることができず、全て返送することとなりますので御注意ください。国保連合会への届出の詳細については、国保連合会療養費係（電話 045-329-3433）までお問合せください。

なお、本件につきましては、国保連合会と協議済みであることを申し添えます。

問合せ先

川崎市健康福祉局医療保険部

保険年金課給付係

電話：044-200-2634